



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

96	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	1
97	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	3
98	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(〃).....	3
99	救急病院の認定	(医務課).....	3
100	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	3
101	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	5
102	保安林の指定	(森林整備課).....	5
103	瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間	(資源管理課).....	5
104	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
105	道路の供用開始	(〃).....	6
106	道路の区域変更	(〃).....	6
107	道路の供用開始	(〃).....	6

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課).....	7
------	----------------	---

告 示

和歌山県告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3060190455	有限会社紀絵の里	訪問看護ステーションひめりんご	和歌山市平尾350-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成23.11.30
3061390054	株式会社ビッグプラネット	訪問看護ステーションそら	伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問看護・介護予防訪問看護	平成23.9.30
3070103530	株式会社れもんケア	れもんケア西浜	和歌山市紀三井寺840-39 メゾン山水 I -103	訪問介護・介護予防訪問介護	平成23.11.30
3070104660	有限会社紀絵の里	ケアプランセンターひめりんご	和歌山市平尾350-1	居宅介護支援	平成23.11.1
30701048	社会福祉法人寿敬会	ヘルパーステーションハ	和歌山市井ノ口302-5	訪問介護・介	平成

92		ルジオン		護予防訪問介護	23. 9. 1
3070105139	有限会社はびなす	居宅介護支援事業所はびなす	和歌山市松江西1-3-11	居宅介護支援	平成 23. 7. 31
3070106350	株式会社いろは	居宅介護支援事業所いろは	和歌山市下三毛326番地8	居宅介護支援	平成 23. 12. 10
3070106616	株式会社フレンドケア福祉センター	株式会社フレンドケア福祉センター	和歌山市吹屋町4丁目9-1	訪問介護・通所介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成 23. 9. 30
3070107119	有限会社介護福祉協会	訪問介護ステーションなごみ	和歌山市畑屋敷新道丁9	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 23. 8. 1
3070107713	株式会社癒栄	デイサービスはなみずき	和歌山市秋月409-3	通所介護・介護予防通所介護	平成 23. 9. 30
3070107937	カワセン食品有限会社	ケアサービス喜楽	和歌山市狐島691-17	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 23. 11. 30
3070108372	株式会社ケアエンタープライズ	デイサービスはつらつ館和歌山	和歌山市湊4番地の1	通所介護・介護予防通所介護	平成 23. 12. 31
3071000081	医療法人せせらぎ会	医療法人せせらぎ会	橋本市学文路705	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成 23. 12. 31
3071000628	株式会社れもんケア	れもんケア橋本	橋本市岸上557-5 レモンハウス103	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成 23. 11. 30
3071201523	有限会社リモデルホーム	リモデルホーム	岩出市金屋267-4	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 23. 8. 25
3071300739	特定非営利活動法人高野山福祉会	訪問介護ステーション高野山福祉会壽光園	伊都郡高野町高野山45番地の12	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 23. 11. 30
3071400307	株式会社れもんケア	れもんケア海南	海南市日方字新浜1271-75	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 23. 11. 30
3071400554	有限会社ハーモニー	デイサービスセンターハーモニー	海南市日方1512-3	通所介護・介護予防通所介護	平成 23. 12. 31
3071400737	有限会社ハーモニー	ケアプランセンターハーモニー	海南市日方1512-3	居宅介護支援	平成 23. 12. 31
3071700102	株式会社れもんケア	れもんケア打田	紀の川市古和田234	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 23. 11. 30

30717003 75	株式会社ライフ	居宅介護支援事業所アン サンプル	紀の川市貴志川町長山27 7-108	居宅介護支援	平成 23.9.30
30724009 26	株式会社ひだまり	訪問介護事業所長寿村	西牟婁郡白浜町庄川143 番地の7	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 23.12.1

和歌山県告示第97号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
有限会社榎本貴美代コーポレー ション	田辺市稲成町411-2	スマイリング訪問看護ステ ーション	平成 24.2.1

和歌山県告示第98号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	障害福祉 サービスの 種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3022000 228	サンヒルズ	共同生活援 助	主たる事業所の 所在地変更	田辺市神子浜2-23-12	田辺市朝日ヶ丘2-6	平成 24.1.1

和歌山県告示第99号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院
- 2 所在地 和歌山市木ノ本93-1
- 3 有効期限 平成27年1月12日

和歌山県告示第100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出するこ

と。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 上新電機有田川店
和歌山県有田郡有田川町大字天満字東風垣内町289 他7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,787㎡
- 6 駐車場の収容台数
81台
- 7 駐輪場の収容台数
52台
- 8 荷さばき施設の面積
36.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
15.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成24年1月30日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課 (有田郡湯浅町湯浅2355-1)
有田川町商工観光課 (有田郡有田川町大字中井原136-2)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成24年2月10日から平成24年6月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第101号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条各号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
竹上木材株式会社	氏名又は名称及び代表者の 氏名	竹上木材株式会社 代表取締役 竹上昌宏	竹上木材 竹上昌宏	平成 24. 1. 23

和歌山県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 伊都郡高野町大字相ノ浦字内子谷483の11、483の63
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第103号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を平成24年2月27日から平成24年3月9日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

	敷地の	
--	-----	--

区 間	新旧の別	幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡由良町大字衣奈字大岩1160番7地先から同町大字三尾川字清水427番3地先まで	旧	4.00 } 27.40	3,679.00	西原橋 L=2.50
日高郡由良町大字衣奈字大岩1160番2地先から同町大字三尾川字清水430番1地先まで	新	8.30 } 41.90	2,806.00	

和歌山県告示第105号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 日高郡由良町大字衣奈字大岩1160番2地先から同町大字三尾川字清水430番1地先まで

供用開始の期日 平成24年2月10日

和歌山県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡由良町大字衣奈字嶽坪831番6地先から同町大字衣奈字大岩1160番2地先まで	新	6.80 } 27.40	1,407.00	

和歌山県告示第107号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字衣奈字嶽坪831番6地先から同町大字衣奈字大岩1160番2地先まで

供用開始の期日 平成24年2月10日

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年2月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成24年度 調達案件番号02121007768号

(2) 調達案件名

和歌山県広報誌「県民の友」印刷

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県広報誌「県民の友」印刷
1式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「軽印刷・オフセット印刷」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成24年2月10日（金）から平成24年3月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成24年3月23日（金）午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成24年3月22日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成24年3月22日（木）午前9時から同月23日（金）午後1時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 「Kenmin no Tomo」 Printing ; 1 Unit

- (2) Time limit for tender : 1:30 p.m. 23 March 2012

- (3) Contact point for the notice : Business Center Division,

Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City,
Japan 640-8585

TEL 073-441-2294